

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

宇部市

### 2 構造改革特別区域の名称

宇部市 ICT 技術者育成特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

宇部市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

本市は山口県南西部に位置し、北部は中国山脈の丘陵性山地をなし、中部から南部にかけては緩やかな丘陵地となっており、気候は温暖で自然災害も少なく、非常に暮らしやすい環境にある。

本市生成の源は、明治期以降の石炭産業の振興により築かれたものであり、石炭景気とともに本市は目覚ましい発展を遂げてきた。しかしその一方で、石炭の使用による比類なき、煤塵汚染という大きな問題にも直面した。こうしたなか、本市では公害を抑制しながら、産業発展と市民福祉の調和を図るべく、「産・官・学・民」からなる「宇部市煤塵対策委員会」を全国に先駆けて設置し、全市民が一丸となった独自の公害対策を積極的に展開することによって、煤塵汚染の克服に努め、その取組みは「宇部方式」として広く知られるようになっていく。そして、平成9年にはこれまでの功績が高く評価され、国連環境計画（UNEP）よりグローバル賞が受賞されるという栄誉に輝いた。

現在においては、石炭産業から石油産業への資源エネルギーの転換に伴い、化学工業を中心とする中国地方屈指の近代的な臨海工業都市へと生まれ変わっている。

本市は、東京都心から空路で約2時間、陸路でも約6時間と交通至便の位置にあり、情報通信インフラ整備された宇部臨空頭脳パーク、宇部テクノパーク等の企業誘致の受け皿もあり、産業活動を進める場としては非常に適した環境である。

また、本市の特性としては、国際的な研究機関である超高温材料研究所や、本県の研究開発拠点である山口県産業技術センター等の研究機関、情報産業関連企業及び理工系学術教育機関が集積しており、非常に高度化された産業が構築されていると言える。

特に情報教育に関する学科を設けている教育機関は充実しており、学校教育法1条校では山口大学工学部知能情報システム工学科、宇部フロンティア大学短期大学部情報システム学科、宇部工業高等専門学校制御情報工学科、宇部商業高等学校情報利用技術科、宇部工業高等学校電子機械科、慶進高等学校情報処理科、同82条の2校では山口情報ビジネス専門学校情報システム学科、医療情報学科等がある。しかし、高度情報化社会が進展し、地域間競争が激しさを増すなか、情報処理能力に長けた地元の有為な人材はまだ不足しており、高度なIT資格を有する人材の育成が急務となっている。情報教育機関により、育成された人材能力を活かし、

産・学・官の連携、協働を推進していくことは、地域経済基盤を強化して新産業・新事業を育む可能性もあり、これからの本市にとって非常に重要なことであると考えている。

本市においては、行政サービスの質的な向上（市民の利便性の向上）と行政運営の効率化を同時に実現するために、平成18年3月に5ヶ年計画で「第3次宇部市行政情報化計画」を策定し、これまでの施策・事業の見直しを行うとともに、「電子市役所」の構築に向けて新たな施策を展開しているところである。一方で市民に対しても、パソコン講習会などIT教育に関する機会を提供しており、これからのITのみならずICT（情報コミュニケーション技術）の重要性に着目し、インターネットに代表される情報コミュニケーション技術の導入、教育を充実させるべく、積極的に情報化に取り組んでいる。

今後、雇用の拡大等による地域の活性化をより一層推進していくためには、ICTに卓越した人材の育成が必要であり、その一端として、地元情報教育機関による創意工夫に満ちた独自性のあるカリキュラムの提供が大きな意味を成すものと考えている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

### （1）ICT技術者の育成

今後の産業動向としては、中央におけるIT企業の隆盛だけでなくIT技術、ITインフラが、より一層地方に波及してくるものと考えられる。その際に必要とされるのは、単に情報技術を持った人間や、偏った教科書的な知識のみを持った人間ではなく、情報技術を活用できるコミュニケーション能力を持った人材であり、好悪のない幅広い分野に対応できる資質が必要とされる。国家試験である情報処理技術者試験は国内の教育機関、研究機関、企業から広く委員を集めて試験区分の設置・問題作成がなされ、次代の技術者を目指す人間が目標とするに最適な試験である。本試験は入門者用に開発者側の基本情報技術者試験、同じく利用者側の初級システムアドミニストレータ試験がありICT技術者としての基盤となる部分の習得後、各分野のスペシャリストの試験区分、スキル標準が明示されており、学習者が具体的な技術者像を持って取り組みやすいものとなっている。

また、IT立国は国家の方策であり、より高度な技術者の育成が必要とされている現在、当該特例措置を活用することにより、受験者の受験機会の増加、負担の軽減を図ることが可能となれば、ICT技術者を志す若年者の増加につながると考えられる。

### （2）ICT技術者育成基盤の整備

昭和44年から実施され、時代のニーズにあわせて変遷してきた情報処理技術者試験における午前試験の意義は、受験者の情報処理に関する広範な知識の習得を問い、情報処理技術者と称するに足る情報知識の持ち主であるかを試すものである。もちろんその意義について疑うところはないが、修業年限を定められた教育機関では在学中の受験機会は少なく、実務能力を問う午後試験で合格点を取る能力がありながら不合格に至るケースも少なくない。すでに一部の高度区分の試験では、条件

付きで午前試験免除制度を導入している。この午前試験免除の特例措置の利用は、より実務能力を持った情報処理技術者試験合格者の抽出に卓効があり、各情報教育機関の特色を生かした ICT 技術者教育を推進できる。

### (3) ICT 民間資格の活用

情報処理に関する資格にも国家資格、公的資格、民間資格があるが、情報処理技術者としての入門用には、特定の企業や製品に関する知識・技術を問う民間資格のベンダー資格と呼ばれるものよりは、基礎分野を重視した世界標準の IT 資格で特定のベンダーに偏らないベンダーニュートラルな性格を持つものが望ましい。また、受験から結果発表のサイクルが短く、受験者が自己の強み弱みを判断し再チャレンジできることがポイントとなる。民間資格 CIW (サーティファイド・インターネット・ウェブマスター) は米国、日本で 10 万人の合格者の実績を持ち、情報処理技術者試験の主催団体である経済産業省が定める IT スキル標準レベル 1 ~ 3 に対応しており、情報コミュニケーション分野に関するより実務的な分野が出題されるので、学習者にとっては、受験知識と実務知識の両面にわたって習得できるメリットがある。また、問題審査の審査申請手続きは代行され、各情報教育機関は CIW のカリキュラムを導入するだけでよく、教育に専念できる利点は大きい。CIW は CBT (コンピュータ・ベースド・テストング: コンピュータを使用した試験形式) であり、受験日に即日結果がわかることから、学習者・教育機関の迅速な対応が可能である。CIW がカバーするのは情報処理技術者試験午前分野の全範囲ではないが、別途実施される CIW 出題範囲との差分範囲試験を受験、合格することによって午前試験が免除される。

以上の点からも、先行の 1131、1132 に加えて拡充された 1143、1144 は導入し易く、学習者への教育効果も大である。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

### (1) 若年者の IT 関連資格取得率の向上

各情報教育機関は社会人・職業人として必要な準備教育・実務教育としての役割を持っている。ユビキタス社会 (あらゆる所で意識せずに情報通信技術が利用できる社会) を迎え、すべての職業分野において ICT が必要とされるようになり、その利用知識、開発技術が若年者の就職のアピールポイントになる。そのためには、生涯を通じて学習を続ける意識の涵養が不可欠であり、情報処理技術者試験、CIW における高度区分の試験へのチャレンジは良い目標となり、在学中に入門資格である初級システムアドミニストレータ試験、基本情報技術者試験に合格することは、学習者に自信と意欲をもたらすことになる。当該試験においては社会的評価も高く、その合格者数の増加、合格率の向上を目指して取り組んでいく所存である。

### (2) 高度な ICT を持った人材の育成

かつての「国民のすべてに IT を」という時代は終わり、現在はより高度な知識・技術を持った人材が必要とされている。全国的にも、情報処理技術者に対する有効求人倍率は 3.71 倍 (職業別一般職業紹介状況「平成 18 年 1 月」厚生労働省)

と高い。しかし、景気は回復傾向にあるとされながらも企業の置かれた状況は樂觀できるものではなく、経験者が優遇され新卒者には厳しい状況が続き、各情報教育機関の役割はより重要なものとなっており、より高度な技術を持った即戦力となり得る人材育成に努めていきたい。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 市内産業の活性化

市内産業が海外、国内、県内での地域間における競争力を上げるためには、産・学・官が一体となった取り組みが重要である。当該計画が認可され恒常的に ICT を身に付けた技術者の確保が容易になれば、各事業所において ICT を駆使した経営基盤の整備がなされ、商品開発力の向上、BPR ( Business Process Reengineering : 企業活動に関するある目標(売上高、収益率など)を設定し、それを達成するために業務内容や業務の流れ、組織構造を分析、最適化すること。たいていの場合は組織や事業の合理化が伴うため、高度な情報システムが取り入れられる場合が多い。) の推進に寄与できる。また、中央からの ICT 関連企業の誘致もより容易になり、県内における ICT 企業の集積地となることで活性化が期待できる。

また、宇部市では情報通信基盤(うべ Community - NET)の整備を進めており、この構築、運用、活用に関わる人材の確保も容易となることが見込まれる。

### (2) ICT 技術者の地元定着

情報処理分野のみの数字ではないが、山口県における高等学校卒業者のうち専修学校専門課程への入学者は 2,811 名、うち県内入学者 1,713 名で約 61% にとどまっている。(平成 17 年 3 月卒業者) もちろん県内の専門学校等に志望の学科・コースがないということもあるだろうが、県外学校の設備の充実、都会への憧れに対抗して地元の教育機関への進学率を上げるためには、情報系に限れば構造改革特別区域による午前試験免除制度は意識の高い学生に対して強力な誘引要素になり得ると思われる。有為な人材の流出を防ぐ意味でも情報教育機関が充実している宇部市での特区認定を強く望むものである。

## 8 特定事業の名称

1131(1143): 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132(1144): 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 第三次宇部市総合計画後期基本計画

本市においては、平成 18 年 2 月に第三次宇部市総合計画後期基本計画を策定した。この計画は第三次宇部市総合計画基本構想に掲げる「活力とやすらぎに満ちた国際交流都市」を目指し、本市の新しいまちづくりの指針として基本的な施策を明

らかにするものである。本計画においては、特に本市として重点的に取り組む主要施策を4つの重点戦略プロジェクトとして位置づけ、積極的に展開を図っている。

特に情報化における施策内容としては、地域間競争に打ち勝つ条件整備として、「戦略1 地域産業の創造・育成」において、高速・大容量の高度情報基盤の整備を促進している。現在、平成17年度において95.5%である「高速通信網利用可能世帯率」を平成22年度には100%にすることを目標に進めている。

今後、本市としては新たな情報技術を積極的に導入し、電子自治体の構築に取り組むとともに、市民の生活やビジネスの情報化を支援し、市民生活の向上や地域経済の活性化を図りたいと考えている。

(2) 第3次宇部市行政情報化計画の策定 - 宇部市電子市役所推進計画 -

現在、社会経済活動の各分野におけるデジタル化・ネットワーク化が急速に進展しており、行政の各分野においてもIT(情報通信技術)を活用した行政サービスの向上に対する期待が一段と高まっている。そのようななか、本市においても、これまでの各種取り組みの見直しを行うとともに、新たな視点である電子市役所への取り組みを計画的・総合的に推進するため、今後5年間の行政情報化の推進指針として、「第3次宇部市行政情報化計画」を策定しました。具体的な施策内容については、次のとおりである。

目標1「ITを活用した市民サービスの向上」

- ・ 申請・届出等の電子化
- ・ 地方税の電子化
- ・ 入札・調達手続きの電子化
- ・ 公金収納の電子化
- ・ 市WEBサイトの拡充
- ・ 情報アクセス多様化への対応

目標2「ITを活用した行政運営の高度化・効率化」

- ・ 各種業務情報のデータベース化・オンライン化の推進
- ・ 情報システム最適化の推進

目標3「情報セキュリティが確保された基盤」

- ・ 個人情報保護・情報セキュリティの確保
- ・ 庁内情報通信基盤の整備
- ・ 広域ネットワークの活用
- ・ 職員の情報リテラシーの向上
- ・ 情報化推進体制の整備

## 別紙 1

### 1 特定事業の名称

1 1 3 1 ( 1 1 4 3 ) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を  
免除する講座開設事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

( 1 ) 学校法人 昇陽学院 山口情報ビジネス専門学校

所在地：山口県宇部市上町一丁目3番10号

( 2 ) 日本C I W普及育成協議会( J A C C )[ 修了認定に係る試験の提供者 ]

所在地：東京都千代田区鍛冶町1 - 5 - 7 江原ビル5F

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

### 4 特定事業の内容

( 1 ) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「初級システムアドミニストレータ試験講座」( C I W併用コース )

別添資料1のとおり

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政  
法人情報処理推進機構( I P A )に相談を行い、助言があった場合には対応することと  
する。

( 2 ) 修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験「C I Wファンデーション」試験を受験し、これに合  
格することによって認定される「C I Wアソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修  
計画にある講座に7割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与え  
るものとする。

イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本C I W普及育成協議会( J A C C )  
の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。なお、当該の試  
験問題が、独立行政法人情報処理推進機構( I P A )の審査によって認められなかった  
場合は、独立行政法人情報処理推進機構( I P A )の定める合格基準を満たした者につ  
いて、修了を認定するものとする。

( 3 ) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、日本C I W普及育成協議会( J A C C )が作成し、独立行政法人  
情報処理推進機構( I P A )の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。

イ 上記アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構( I P A )の審

査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構（ＩＰＡ）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。

ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本ＣＩＷ普及育成協議会（ＪＡＣＣ）が行うものとする。ただし、日本ＣＩＷ普及育成協議会（ＪＡＣＣ）が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（ＩＰＡ）に通知する。

（４）民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：「ＣＩＷアソシエイト」

試験科目：「ＣＩＷファンデーション」

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示す通り

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	eビジネスの設計	1	eコマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント

( I )	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネント
		2	サービス・コンポーネント
		3	サービス・コンポーネント
( J )	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
( K )	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
( L )	サイト開発の実践	1	HTML コーディング
		2	HTML コーディング
		3	HTML コーディング
		4	HTML コーディング
( M )	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジー
		3	拡張言語テクノロジー

当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語

当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：平成 1 3 年 6 月

## 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該認定講座の修了を認められた日から 1 年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第 1 号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第 2 号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。



## 別紙 2

### 1 特定事業の名称

1 1 3 2 ( 1 1 4 4 ) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

( 1 ) 学校法人 昇陽学院 山口情報ビジネス専門学校

所在地：山口県宇部市上町一丁目 3 番 1 0 号

( 2 ) 日本 C I W 普及育成協議会 ( J A C C ) [ 修了認定に係る試験の提供者 ]

所在地：東京都千代田区鍛冶町 1 - 5 - 7 江原ビル 5 F

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

### 4 特定事業の内容

( 1 ) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「初級システムアドミニストレータ試験講座」( C I W 併用コース )

別添資料 2 のとおり

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構 ( I P A ) に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

( 2 ) 修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験「C I W ファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I W アソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある講座に 7 割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本 C I W 普及育成協議会 ( J A C C ) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。なお、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構 ( I P A ) の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構 ( I P A ) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

( 3 ) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、日本 C I W 普及育成協議会 ( J A C C ) が作成し、独立行政法人情報処理推進機構 ( I P A ) の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。

イ 上記アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構 ( I P A ) の審

査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構（ＩＰＡ）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。

ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本ＣＩＷ普及育成協議会（ＪＡＣＣ）が行うものとする。ただし、日本ＣＩＷ普及育成協議会（ＪＡＣＣ）が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（ＩＰＡ）に通知する。

（４）民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：「ＣＩＷアソシエイト」

試験科目：「ＣＩＷファンデーション」

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示す通り

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	eビジネスの設計	1	eコマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント

( I )	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネント
		2	サービス・コンポーネント
		3	サービス・コンポーネント
( J )	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
( K )	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
( L )	サイト開発の実践	1	HTML コーディング
		2	HTML コーディング
		3	HTML コーディング
		4	HTML コーディング
( M )	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジー
		3	拡張言語テクノロジー

当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語

当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：平成13年6月

## 5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。